

税金を知らう ⑪

市民税・県民税の申告はお済みですか

申告期間は3月15日(水)までです。(土・日曜日は除く)

◎市民税・県民税の申告会場

会場…市役所本庁舎 5階 大会議室
時間…9時～16時

◎申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 本人確認書類(マイナンバーと身元を確認できるもの)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料(一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませてください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

※確定申告に必要なもの

- 還付申告の場合は、申告するかたの預貯金口座番号の分かるもの
- 「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から送付されたかたのみ)

※原則書類は返却しません。控えが必要なかたは、事前にコピーしてから持参してください。

問い合わせ…市民税課 市民税第1～4係
☎048-259-7634～6、7245 FAX048-259-4541

廃車などの手続きは3月中に

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税され、廃車などの手続きを済ませていないと、所有していなくても税金がかかります。手続きが済んでいないかた、市外に転出されたかた、盗難・紛失されたかたは、以下の表を参照し、申請先へ電話またはホームページで必要書類などを確認の上、3月31日(金)までに手続きしてください。

◎廃車・変更手続き

車種	申請・問い合わせ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	川口市役所 市民税課 諸税係 ☎048-259-7633
125ccを 超える2輪車	関東運輸局 埼玉運輸支局 ☎050-5540-2026
3輪・4輪の 軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎050-3816-3110

小型特殊自動車の申告先

フォークリフトやトラクターなどの車両のうち、小型特殊自動車に区分される車両を所有している場合は、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の申告が必要です。なお、大型特殊自動車や運搬具などの機器は固定資産税(償却資産)の申告となります。申告先にご注意ください。

車両・機器の種類	税金の種類	申告先
小型特殊自動車	軽自動車税	市民税課 諸税係 ☎048-259-7633
大型特殊自動車・ 運搬具	固定資産税 (償却資産)	固定資産税課 償却資産係 ☎048-259-7637

軽自動車税の新税率はご存知ですか

原動機付自転車、2輪車や軽4輪車などの軽自動車税は、平成28年度分から税率が変更されました。特に、軽3輪・軽4輪車は最初の車検登録から13年を超えると税率が上がりますのでご注意ください。(電気自動車などを除く。)
例) 車検証上の「初度検査年月」が平成15年1月～16年3月の車両は、平成29年度分から重課の対象になります。

平成29年度軽自動車税税率表

原付・2輪・小型特殊自動車			軽3輪・軽4輪 (登録年により税率が異なる車両)					
種別	新税率		車両の初度検査年月	平成27年3月31日以前(旧税率)	平成27年4月1日以降(新税率※)	初度検査から13年を超えたもの(重課)		
原動機付自転車	50cc以下	2,000円					軽自動車	3輪
	90cc以下	2,000円						
	125cc以下	2,400円						
	ミニカー	3,700円						
2輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)		3,600円	4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
2輪の小型自動車(250cc超)		6,000円			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
					その他	5,900円	3,000円	3,800円

※環境負荷が小さな車両は、新規登録の翌年度分に限り税率が軽減されます。初度検査年月は車検証を確認してください。

問い合わせ…市民税課 諸税係 ☎048-259-7633 FAX048-259-4541